

指導医療官（医科）募集

九州厚生局では、医学上の専門的知見から、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について保険医療機関等に対する指導・監督等を行う指導医療官（医科担当）を募集しています。

業務内容

1 指導医療官（医科担当）とは

- ・医師の資格を持ち、
- ・厚生労働省の地方厚生（支）局または都道府県事務所に勤務し、
- ・保険医療機関等や保険医等に対する指導・監督等を行う厚生労働技官です。

2 主な職務内容

- ・保険医療機関等及び保険医等に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導または個別指導等を行います。
- ・診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関等に対する監査を行います。
- ・保険者、審査支払機関、保険医療機関等及び保険医等に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言を行います。

採用条件

1 採用予定官職

- ・国家公務員（厚生労働技官）として採用されます。

2 応募資格

- ・医師免許を有する者
- ・病院又は診療所において、原則として5年以上の臨床経験を有する者

3 採用条件の拡大

- ・大学病院等に勤務している者、又は退職後概ね2年以内である者は、期間を決めて任期付指導医療官として採用が出来ることになりました。
（注）任期は最大5年。採用基準等は現行の指導医療官と異なる部分があります。



厚生労働省
九州厚生局

○お問い合わせ先
九州厚生局総務課
092-707-1115

1 年収（見込み）約1,200万円

（給与・手当を含む）
（60代半ばの方の一般的な概算額）

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。
また、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当などが支給されます。

2 休暇等

- 休日：土曜、日曜、年末年始、祝祭日
- 休暇：年次休暇（年間20日間、最大40日間）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等）、介護休暇

3 宿 舎

希望により宿舎の貸与が受けられます。

4 その他の福利厚生

国家公務員共済組合に加入し、病気、負傷に関連した給付を受けることができるほか、厚生年金制度の適用を受けることができます。

5 定年等

- ・定年は65歳になった年度の3月31日です。
- ・定年後に1年更新で最大3年間の勤務延長ができる制度があります。（最長で68歳になった年度の3月31日まで）
- ・68歳以降は、保険指導医（非常勤）として勤務可能です。（年齢制限なし）
- ・任期付指導医療官には年齢制限はありません。

1 フレックスタイム制

通常の勤務時間は九州厚生局は9時15分から18時00分、各県事務所は8時30分から17時15分ですが、自己申告に基づき、勤務開始時間と終了時間を変更することが可能です。

2 外部医療機関等での調査研究

指導医療官の業務に支障が生じない範囲で、週1日を限度として、大学等の研究機関や医療関連団体等が行う研究へ参加することができます。

3 女性医師の登用の推進

仕事と家庭を両立する仕組みがたくさん整備されています。

- 育児休業：子が3歳になるまでの間、男女を問わず取得できます。
- 育児短時間勤務：小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、短時間の勤務が可能です。
- 育児時間：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員であれば、1日の勤務時間の始め又は終わりに2時間の範囲で育児時間を取得できます。